

証券コード 4499
2022年11月30日

株 主 各 位

東京都港区六本木四丁目1番4号
株 式 会 社 S p e e e
代 表 取 締 役 大 塚 英 樹

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力書面による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年12月15日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月16日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room C・D
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

- 第15期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第15期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ◎ 法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知に際し提供すべき事項のうち、事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては本招集ご通知には記載せず、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://speee.jp/ir/>）に掲載しております。したがって、本招集ご通知に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 今後の感染拡大状況により、感染予防のための新たな措置を講じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご確認くださいよう、お願い申し上げます。
- ◎ 株主総会にご出席の株主様への、お土産のご用意はございません。

事業報告

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは「解き尽くす。未来を引きよせる。」をミッションとし、創業以来培ってきた、データ分析能力とテクノロジーを活かして、多様な産業領域のデジタルトランスフォーメーションを推進しております。

具体的にはデジタル化が進んでこなかった市場において生活者（消費者）と事業者を、デジタル化を通じて最適な形でマッチングすることを目指す不動産DX事業、データの利活用によって企業のマーケティングを高度化することを目指すマーケティングDX事業を運営しております。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響が継続する中、多くの企業におけるDXを活用した業務改善などが活発した影響もあり、当社サービスに対するニーズが高まりました。ビジネスにおけるオンライン活用の重要性が増したことでデジタル化の加速が生じ、当社グループの事業機会を拡大しております。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績は、売上高11,238,835千円、営業利益1,559,899千円、経常利益1,589,451千円、親会社株主に帰属する当期純利益1,082,511千円となりました。

なお、当社グループでは、事業基盤の強化や拡大を積極的に目指していく中、各国の会計基準の差異にとらわれることなく企業比較が可能なEBITDA（税金等調整前当期純利益＋支払利息＋減価償却費＋のれん償却費）を経営指標として重視しており、当連結会計年度のEBITDAは1,663,643千円となりました。

また、当社グループは、当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。これに伴い、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人としての性質が強いと判断されるものについては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。そのため、当連結会計年度における経営成績に関する説明は、前連結会計年度と比較しての増減分析および前年同期比（％）を記載せずに説明しております。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。また、セグメントの売上高につきまし

ては、外部顧客への売上高を記載しております。

不動産DX事業

不動産DX事業は、デジタル化が進んでこなかった市場において、デジタル化を通じて生活者（消費者）と事業者を最適な形でマッチングすることを目指しており、「イエウール」「ヌリカエ」「ケアスル 介護」が属しております。

営業活動が堅調であることに加え、自社サービスの拡充及び提携先メディア等とのアライアンスの強化を行った結果、加盟業者数、ユーザ数ともに順調に増加しており、高い売上成長率を実現しました。また今後の持続的な成長のために、各領域における新規事業（サービス）の展開へ向けて、ソフトウェア開発等に関する投資を強化しております。

この結果、売上高は6,852,410千円、セグメント利益は850,776千円となりました。

マーケティングDX事業

マーケティングDX事業は、顧客企業のデータ資産を利活用し、マーケティング活動を高度化することを目指しており、「コンサルティングサービス」「広告運用」の2形態からなるサービスを提供しております。「コンサルティングサービス」においては、顧客企業におけるデジタルマーケティングの強化及びデータ活用意欲の高まりにより、案件獲得が堅調に推移しました。「広告運用」においては、顧客企業のデジタルマーケティング予算の増加に伴い、案件獲得が堅調に推移しました。

この結果、売上高は4,321,099千円、セグメント利益は2,598,658千円となりました。

その他

その他には、「Data Platform事業」「WorQ事業」が属しており、サービス拡販に向けて取り組む一方、引き続きサービス開発に注力しました。「Data Platform事業」においては、複数の異なるブロックチェーン間のインターオペラビリティ（相互運用性）の実証実験を重ね、クロスチェーンブリッジの課題解決に向け研究開発を進めてまいりました。

この結果、売上高は65,326千円、セグメント損失は206,067千円（前連結会計年度は282,144千円のセグメント損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、56,713千円（無形固定資産を含む）であり、その主要内容は建物附属設備の取得2,867千円、工具、器具及び備品の取得9,554千円、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の取得44,291千円によるものであります。

なお、設備投資額には、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2019年9月期)	第 13 期 (2020年9月期)	第 14 期 (2021年9月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (2022年9月期)
売上高(千円)	7,420,781	9,347,734	12,692,791	11,238,835
経常利益(千円)	189,956	674,814	1,191,252	1,589,451
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	21,853	407,714	835,556	1,082,511
1株当たり当期純利益 (円)	2.53	45.00	83.16	106.30
総資産(千円)	3,286,587	7,336,251	7,604,226	8,923,038
純資産(千円)	918,742	3,997,472	4,847,816	5,940,383
1株当たり純資産 (円)	105.34	403.58	480.01	581.09

- (注) 1. 第13期より連結計算書類を作成しております。なお、第12期については、金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 当社は2019年3月8日付で、普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2019年9月期)	第 13 期 (2020年9月期)	第 14 期 (2021年9月期)	第 15 期 (当事業年度) (2022年9月期)
売 上 高(千円)	7,361,503	9,309,489	12,658,048	11,170,148
経 常 利 益(千円)	301,384	817,104	1,255,051	1,587,626
当 期 純 利 益(千円)	38,077	395,935	834,956	1,081,738
1 株当たり当期純利益 (円)	4.41	43.70	83.10	106.22
総 資 産(千円)	3,490,005	7,312,918	7,579,793	8,893,749
純 資 産(千円)	935,559	3,997,472	4,847,216	5,939,011
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	107.27	403.58	479.95	580.95

(注) 1. 当社は2019年3月8日付で、普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 D a t a c h a i n	100,000千円	100.0	その他
株 式 会 社 V e l o c i t y	1,000	100.0	不動産DX事業
株式会社ThinQ Healthcare	100,000	100.0	その他

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

①優秀な人材の採用と育成・活用

今後の成長を推進するにあたり、優秀で熱意のある人材を適時に採用することが重要な課題と認識しているため、採用の強化及び従業員が高いモチベーションをもって働ける環境や仕組みの整備・運用を進めてまいります。今後も優秀な人材の採用とさらなる育成に投資を行っていく方針であります。

②高い専門性を有する人材の確保

当社グループの継続的な事業拡大には、当社グループの経営理念に合致した志向性を持ち、かつ高い専門性を有する人材の確保と育成が重要であると認識しております。特にエンジニアやデータサイエンティストなどの採用においては、獲得競争が激化し、今後も人材確保には厳しい状況が続くものと予想されます。当社グループでは、採用方法の多様化をはじめ、教育や人材育成制度の確立などにより、人材の採用から定着に至るまでの体制準備を進めてまいります。

③技術革新への対応

当社グループは、データ分析技術を基盤として事業を展開しておりますが、新たなインターネット関連の技術革新やデータ分析技術の進歩に対してタイムリーに対応することが、今後の事業展開上重要な要素であると認識しております。そのために、Google LLCなどインターネット・サービス事業者の動向を把握し、その技術情報（動画広告技術やAI応用技術など）をいち早く入手すると同時に、それに対抗する独自の技術を開発することで、自社サービスの先進性やユニーク性を確保してまいります。

④内部管理体制の強化

当社グループは、急速な事業環境の変化に適応し、継続的な成長を維持していくために、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業規模や成長ステージに合わせバックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、社外役員の登用、内部統制システムを活用した監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を行ってまいります。

⑤情報セキュリティのリスク対応の強化

当社グループは、ウィルスや不正な手段による外部からのシステム侵入、システムの障害及び
 役員・パートナー事業者の過誤による損害を防止するために、引き続き優秀な技術者の確保
 や、職場環境の整備及び社内教育による情報セキュリティの強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年9月30日現在）

事業区分	事業内容
不動産DX事業	リアル産業のDXを推進するマーケティングプラットフォームを運営
マーケティングDX事業	データ活用によるマーケティングプロセスのDX推進コンサルティング

(6) 主要な事業所（2022年9月30日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都港区

② 子会社

名称	所在地
株式会社Datachain	東京都港区
株式会社Velocity	東京都港区
株式会社ThinQ Healthcare	東京都港区

(7) **使用人の状況**（2022年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
不動産DX事業	155 (79) 名
マーケティングDX事業	161 (22)
その他	17 (1)
全社（共通）	69 (10)
合計	402 (111)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門等の報告セグメントに属していない使用人です。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
385 (111) 名	29名増 (28名増)	29.4歳	2年9ヵ月

- (注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2022年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	353,108千円
株式会社三井住友銀行	245,404
株式会社三菱UFJ銀行	225,000

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年9月30日現在）

① 発行可能株式総数 34,840,000株

② 発行済株式の総数 10,221,800株

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は124,300株増加しております。

③ 株主数 1,861名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
大塚 英樹	2,745,700株	26.86%
株式会社P r i n t	2,510,000	24.55
久田 哲史	2,460,300	24.06
渡邊 昌司	775,300	7.58
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	353,000	3.45
MS I P C L I E N T S E C U R I T I E S	235,100	2.30
野村信託銀行株式会社（投信口）	157,000	1.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	117,400	1.14
住友生命保険相互会社	70,000	0.68
株式会社バルーン	55,000	0.53

（注）持株比率は自己株式（122株）を除いて計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	大塚 英樹	－
取締役	久田 哲史	データプラットフォーム事業部長 株式会社Datachain代表取締役
取締役	渡邊 昌司	医療・ヘルスケア事業部長 株式会社ThinQ Healthcare代表取締役
取締役	西田 正孝	株式会社Velocity取締役
取締役	田口 政実	デジタルトランスフォーメーション事業本部長 株式会社Velocity取締役
取締役	長谷部 潤	ライフネット生命株式会社社外取締役
取締役（常勤監査等委員）	大川 勝廣	株式会社Datachain監査役
取締役（監査等委員）	山中 健児	石寄・山中総合法律事務所代表弁護士
取締役（監査等委員）	高松 悟	高松公認会計士・税理士事務所代表 テモナ株式会社監査役

(注) 1. 取締役長谷部潤氏は、社外取締役であります。

2. 取締役（常勤監査等委員）大川勝廣氏、取締役（監査等委員）山中健児氏及び取締役（監査等委員）高松悟氏は、社外取締役であります。

3. 取締役（常勤監査等委員）大川勝廣氏は、長年にわたる経理業務及び他事業会社における監査役の経験と幅広い見識を有しております。

4. 取締役（監査等委員）山中健児氏は、弁護士資格を有し、企業法務やコンプライアンス等に関する専門的な知識を有しております。

5. 取締役（監査等委員）高松悟氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当社では、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、大川勝廣氏を常勤の監査等委員として選定しております。

7. 当社は、社外取締役（監査等委員を含む。）の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上で予め定めた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び連結子会社の取締役の全員を被保険者として、会社法第430条の3に基づき、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。各取締役はすでに本保険契約の被保険者となっております。

【保険契約の内容の概要】

1. 被保険者の範囲

当社及び連結子会社の取締役

2. 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

3. 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金及び訴訟費用)について填補されます。

4. 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては填補の対象とされない旨の免責条項が付されております。

⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

1. 役員報酬等の内容の決定に関する方法

当社は2021年12月17日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

2. 本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、他社水準並びに当社の業績を考慮に入れ、総合的に勘案して決定しております。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき代表取締役がその具体内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額です。

4. 取締役個別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき代表取締役大塚英樹氏がその具体的内容について委任を受けるものとしています。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額です。

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	118,650 (5,250)	118,650 (5,250)	—	—	6 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	11,700 (11,700)	11,700 (11,700)	—	—	3 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	3,300 (3,300)	3,300 (3,300)	—	—	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	133,650 (20,250)	133,650 (20,250)	—	—	9 (4)

- (注) 1. 2021年12月17日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、年額300,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名です。
2. 2021年12月17日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、年額100,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

⑥ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）大川勝廣氏は、株式会社Datachainの監査役であります。なお、株式会社Datachainは当社の子会社であります。
- ・取締役（監査等委員）山中健児氏は、石寄・山中総合法律事務所の代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）高松悟氏は、高松公認会計士・税理士事務所の代表及びテモナ株式会社の監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

	取締役会等への出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 長谷部 潤	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、他社における会社役員としての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員） 大川 勝廣	当事業年度に開催された取締役会19回のうち、監査役として3回、監査等委員として16回に、また、監査役会6回のうち6回、監査等委員会11回のうち11回出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会、監査等委員会において、長年にわたる他事業会社における監査役の経験及び見識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員） 山中 健児	当事業年度に開催された取締役会19回のうち、監査役として3回、監査等委員として16回に、また、監査役会6回のうち6回、監査等委員会11回のうち11回出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会、監査等委員会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員） 高松 悟	当事業年度に開催された取締役会19回のうち、監査役として3回、監査等委員として16回に、また、監査役会6回のうち6回、監査等委員会11回のうち11回出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会、監査等委員会において、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任 あずさ監査法人は、責任限定契約を締結しておりません。

⑤ 補償契約の内容の概要等

補償契約は締結しておりません。

3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると認識しております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面は内部留保の充実を図る方針であります。

内部留保資金については、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,151,864	流動負債	2,544,244
現金及び預金	5,674,554	買掛金	423,798
受取手形及び売掛金	2,211,319	1年内返済予定の長期借入金	445,408
その他の	367,973	未払金	566,186
貸倒引当金	△101,982	未払費用	220,453
固定資産	771,173	未払法人税等	408,070
有形固定資産	122,852	賞与引当金	198,534
建物附属設備	74,752	その他の	281,793
工具、器具及び備品	48,099	固定負債	438,410
無形固定資産	154,097	長期借入金	378,104
ソフトウェア	103,736	資産除去債務	60,306
ソフトウェア仮勘定	49,018	負債合計	2,982,654
その他の	1,342	(純資産の部)	
投資その他の資産	494,224	株主資本	5,939,527
投資有価証券	116,549	資本金	1,376,792
繰延税金資産	144,725	資本剰余金	1,366,802
その他の	232,948	利益剰余金	3,196,404
		自己株式	△473
		その他の包括利益累計額	145
		その他有価証券評価差額金	145
		新株予約権	710
		純資産合計	5,940,383
資産合計	8,923,038	負債純資産合計	8,923,038

(2021年10月1日から)
(2022年9月30日まで)

(単位：千円)

[illegible]

貸 借 対 照 表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,024,055	流 動 負 債	2,516,328
現 金 及 び 預 金	5,397,262	買 掛 金	422,236
受 取 手 形	37,840	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	445,408
売 掛 金	2,172,766	未 払 金	562,495
そ の 他	579,666	未 払 費 用	220,453
貸 倒 引 当 金	△163,480	未 払 法 人 税 等	407,009
固 定 資 産	869,694	賞 与 引 当 金	185,096
有 形 固 定 資 産	120,529	そ の 他	273,628
建 物 附 属 設 備	72,430	固 定 負 債	438,410
工 具 、 器 具 及 び 備 品	48,099	長 期 借 入 金	378,104
無 形 固 定 資 産	154,097	資 産 除 去 債 務	60,306
ソ フ ト ウ エ ア	103,736	負 債 合 計	2,954,738
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	49,018	(純 資 産 の 部)	
商 標 権	1,342	株 主 資 本	5,938,155
投 資 そ の 他 の 資 産	595,067	資 本 金	1,376,792
投 資 有 価 証 券	116,549	資 本 剰 余 金	1,366,802
長 期 貸 付 金	820,000	資 本 準 備 金	1,366,802
関 係 会 社 株 式	53,196	利 益 剰 余 金	3,195,032
繰 延 税 金 資 産	144,704	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,195,032
そ の 他	232,949	繰 越 利 益 剰 余 金	3,195,032
貸 倒 引 当 金	△772,333	自 己 株 式	△473
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	145
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	145
		新 株 予 約 権	710
資 産 合 計	8,893,749	純 資 産 合 計	5,939,011
		負 債 純 資 産 合 計	8,893,749

損益計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		11,170,148
売上原価		1,557,329
売上総利益		9,612,818
販売費及び一般管理費		7,872,754
営業外収益		1,740,063
受取利息	5,061	
投資事業組合運用益	3,353	
受取家賃	12,168	
業務受託収入	12,492	
受取手数料	24,185	
その他	5,438	62,698
営業外費用		
支払利息	4,990	
貸倒引当金繰入	210,051	
その他	94	215,135
経常利益		1,587,626
税引前当期純利益		1,587,626
法人税、住民税及び事業税	519,986	
法人税等調整額	△14,098	505,888
当期純利益		1,081,738

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月15日

株式会社 S p e e e
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 植 草 寛
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 越 智 一 成
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 S p e e e の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 S p e e e 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年11月15日

株式会社 S p e e e
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 植 草 寛
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 越 智 一 成
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 S p e e e の2021年10月1日から2022年9月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月15日

株式会社Speee 監査等委員会
 常勤監査等委員 大 川 勝 廣 ㊞
 監 査 等 委 員 山 中 健 児 ㊞
 監 査 等 委 員 高 松 悟 ㊞

(注) 1 監査等委員大川勝廣、山中健児及び高松悟は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注) 2 2021年12月17日開催の第14期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2021年10月1日から上記株主総会終結の時までの状況につきましては、監査役会が実施した監査内容を引継ぎ、その内容を確認のうえ当事業年度の監査報告といたしております。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

①商品メニュー・サービス拡充に対応するため、現行定款第2条の事業目的を追加するものであります。

②「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更したいと存じます。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (5) <条文省略> <新 設> (6) 広告代理店業 (7) 不動産の売買・賃貸及び仲介業 (8) 不動産の有効活用のための企画及びコンサルティング (9) リフォーム関連事業 <新 設> (10) 介護サービス関連事業 (11) 仮想通貨交換業務 (12) 人材関連事業 (13) ヘルスケア関連事業 (14) 貸金業 (15) 前各号に関連するコンサルティング (16) 前各号に附帯又は関連する一切の業務	第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (5) <現行どおり> (6) <u>マーケティング及び経営一般に関するコンサルティング及び関連する業務の受託</u> (7) 広告代理店業 (8) 不動産の売買・賃貸及び仲介業 (9) 不動産の有効活用のための企画及びコンサルティング (10) リフォーム関連事業 (11) <u>建設・土木工事の施工及び請負</u> (12) 介護サービス関連事業 (13) 仮想通貨交換業務 (14) 人材関連事業 (15) ヘルスケア関連事業 (16) 貸金業 (17) 前各号に関連するコンサルティング (18) 前各号に附帯又は関連する一切の業務

現 行 定 款	変 更 案
第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> ＜新 設＞ ＜新 設＞ 第45条 (定款に定めのない事項) <条文省略>	＜削 除＞ 第15条 (電子提供措置等) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> 第45条 (電子提供措置等の経過措置) <u>2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u> 2. <u>本条は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</u> 第46条 (定款に定めのない事項) <現行どおり>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、すべての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	おお つか ひで き 大 塚 英 樹 (1985年8月23日)	2008年3月 当社入社 2011年6月 当社代表取締役（現任）	2,800,700株
2	ひさ だ てつ し 久 田 哲 史 (1984年9月4日)	2007年11月 当社設立 代表取締役 2011年6月 当社取締役 2018年2月 当社取締役データプラットフォーム事業部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社Datachain代表取締役	4,970,300株
3	わた なべ しやう じ 渡 邊 昌 司 (1981年1月14日)	2005年4月 株式会社アイレップ入社 2008年1月 株式会社シーイー・モバイル(現株式会社CAM)入社 2008年12月 当社入社 2009年3月 当社取締役 2018年4月 当社取締役医療・ヘルスケア事業部長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ThinQ Healthcare代表取締役	775,300株
4	にし だ まさ たか 西 田 正 孝 (1979年7月30日)	2002年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2006年8月 株式会社ネオキャリア入社 2008年9月 SBIRobo株式会社入社 2009年4月 当社入社 2009年12月 当社取締役経営管理本部管掌役員（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社Velocity取締役	25,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	た べ ち まさ み 田 口 政 実 (1972年4月3日)	1997年 4 月 株式会社ナムコ（現株式会社バンダイナムコエンターテインメント）入社 2002年 5 月 株式会社エディア入社 2007年 3 月 同社 取締役事業本部長 2007年 5 月 韓国株式会社エディア・コリア （現韓国株式会社ナビクエスト）理事 2012年 5 月 株式会社エディア 取締役副社長最高執行責任者（COO） 2017年 8 月 当社取締役デジタルトランスフォーメーション事業本部長（現任） （重要な兼職の状況）株式会社Velocity取締役	46,900株
6	は せ べ じゆん 長 谷 部 潤 (1965年11月9日)	1990年 4 月 大和証券株式会社入社 2000年 7 月 大和総研株式会社入社 2009年 8 月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現大和証券株式会社）金融証券研究所転籍 2010年 7 月 株式会社コロプラ取締役 2019年 1 月 当社社外取締役（現任） 2020年 4 月 dely株式会社社外取締役（現任） 2020年11月 toridori Inc.社外取締役（現任） 2021年 1 月 株式会社RECEPTIONIST社外取締役（現任） 2022年 6 月 ライフネット生命株式会社社外取締役（現任） 2022年11月 株式会社WARC社外取締役（現任）	一株

（注） 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 大塚英樹氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社バルーンが所有する株式数を含んでおります。
3. 久田哲史氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社Printが所有する株式数を含んでおります。
4. 長谷部潤氏は、社外取締役候補者であります。就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、3年11ヶ月となります。
5. 長谷部潤氏を社外取締役候補者とした理由は、事業会社の取締役を務めた経験を有しており、豊富な知見から経営戦略を始めとした会社経営に関する助言・提言を期待したためであります。
6. 当社は、長谷部潤氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上で予め定めた額と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれが高い額としており、長谷部潤氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

7. 当社は、長谷部潤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる役員等としての職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって発生する損害を補填することとしております。各候補者が取締役 に再任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該役員等賠償責任保険契約のその他の内容は事業報告13頁「(2) 会社役員の状況」に記載の通りです。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2021年12月17日開催の第14期定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役分3千万円以内）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額1億円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は5名であります、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は5名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式

割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より３年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room C・D



交通ご案内

- | | |
|------------|--------------------|
| ●南北線 | 「六本木一丁目駅」西改札より直結 |
| ●日比谷線・大江戸線 | 「六本木駅」5番出口より徒歩6分 |
| ●銀座線・南北線 | 「溜池山王駅」13番出口より徒歩8分 |

◎新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策に配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますのでご協力の程お願い申し上げます。

◎株主総会にご出席の株主様への、お土産のご用意はございません。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。